



® 平成 30 年 9 月 27 日 (木)

No. 14781 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)

—第1回—……………(1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)……………(11)

日中韓の審判実務の比較研究 (権利範囲の判断)

—第1回—

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

特許紛争は裁判所への提訴を通じて解決できるが、裁判所への提訴とは別に、特許紛争の迅速な解決のために特許権の保護範囲について判断する行政システムがある(日本における判定制度)。

本稿は、「特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する日中韓比

較研究」(以下、「日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)」と称する。)における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、「日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)」の経緯と概要を説明したうえで、具体的な論点として、「関連規定」、「分類」、「当事者」、「審判請求」、「当該発明」について解説を行う。



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士: 原 謙三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
特許部長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃典
東京法務部長 弁理士: 石黒 智晴
外国専門部長 弁理士: 岡部 泰隆
特別顧問 弁理士: 小池 隆彌
特別顧問 弁理士: 木下 雅晴

弁理士: 山口 充子
弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生
弁理士: 山本 輝

弁理士: 髭 善彰
弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 淵岡 栄一郎
弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之

弁理士: 五味多 千明
弁理士: 謝 博超
弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 西田 佳子
弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 夫馬 直樹
弁理士: 森山 浩
弁理士: 黒河 志実

弁理士: 北岡 瞬
弁理士: 伊藤 茂稔
弁理士: 宮坂 友梨
弁理士: 八木下 葉子
中国弁理士: 包 金成
USA弁理士: 岡部 泰隆
EU弁理士: 八谷 晃典
UK弁理士: 新井 孝政
弁理士: ユング アルフ
弁理士: 入澤 朋子

中国支店長: 孫 欧
韓国支店長: 張 軫鉉
台湾支店長: 吉田 良子
タイ支店長: 鶴田 健太郎
インド支店長: 淵岡 栄一郎
シンガポール支店長: 川人 正典
大韓支店長: 武田 憲学
東京支店長: 山崎 由貴
大阪支店長: 五味多 千明
東京支店長: 池田 抄太郎

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階

TEL:03-3433-5810 FAX:03-3433-5281 iplaw-tky@harakenzo.com
TEL:06-6351-4384 FAX:06-6351-5664 iplaw-osk@harakenzo.com
TEL:082-545-3680 FAX:082-243-4130 iplaw-hsm@harakenzo.com
TEL:052-589-2581 FAX:052-589-2582 iplaw-ngy@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com>

最新のIP情報を掲載中(随時更新)

〈総勢約250名〉

2. 日中韓の審判実務の比較研究の経緯と概要

(1) 背景

日本国特許庁 (JPO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、韓国特許庁 (KIPO) は、2001年より日中韓特許庁長官会合を毎年開催し、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行っている。

2009年3月、第8回日中韓特許庁長官会合において、特許審査協力のための枠組みとして、特許審査専門家部会 (Joint Experts Group of Patent Examination : JEGPE) を設置することが合意され、特許審査専門家部会において、「法令・審査基準の比較研究」及び「事例研究」を実施することが合意された。

この合意を受けて、日中韓特許庁では、「進歩性」、「新規性」、「記載要件」、「補正要件」について、「法令・審査基準の比較研究」及び「事例研究」を実施し、その結果を報告書として公表した。

表1：日中韓の審査実務の比較研究

	法令・審査実務の比較研究	事例研究
進歩性	2010年12月公表	2011年12月公表
新規性	2012年11月公表	2012年11月公表
記載要件	2013年11月公表	2015年4月公表
補正要件	2015年4月公表	2015年12月公表

これに対して、2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことが合意され、日中韓審判専門家会合 (Joint Experts Group of Trial and Appeal : JEGTA) が設置された。その後、2013年8月に、第1回日中韓審判専門家会合が開催され、審判実務の比較研究を行うことが合意された。

この合意を受けて、日中韓特許庁では、「拒絶査定不服審判」、「特許付与後の訂正」、「特許無効審判」について、審判の制度・運用に関する比較研究を行い、その結果を報告書として公表した。

表2：日中韓の審判実務の比較研究

	法令・審判実務の比較研究
拒絶査定不服審判	2014年12月公表
特許付与後の訂正	2015年4月公表
特許無効審判	2017年1月公表

本研究は、日中韓の三庁によって実施された「特許紛争解決のための特許権の範囲についての判断を含む行政システムに関する日中韓比較研究」である。テーマは、2016年に選定され、本研究は、2017年9月に行われた第5回審判専門家会合で報告されたところである。(日本語訳は、2018年3月公表)

(2) 目的

本研究の目的は、各国のユーザー及び審判官の理解の拡大に役立てるために、日中韓における特許紛争解決に資する行政システムについて紹介することである。

(3) 内容及び範囲

日中韓のいずれにおいても、特許紛争は裁判所への提訴を通じて解決できる。しかし、裁判所への提訴とは別に、日中韓では、特許紛争の迅速な解決のために特許権の保護範囲について判断する行政システムを運用している。

本研究で比較される行政システムにおいては、特許紛争を直接的又は間接的に解決するために、特許権者又は利害関係人は、特許権の範囲についての判断を請求するか、又は侵害禁止命令を求める。本研究の主題は、韓国における権利範囲確認審判、中国における専利権侵害紛争審判、及び日本における判定 (特許発明の技術的範囲についての見解) である。

韓国における権利範囲確認審判は、第三者が実施する当該発明が特許権の保護範囲に含まれることを確認するための手続である。特許権者、専用実施権者又は第三者は特許審判院に審判を申し立てることができる。

中国における専利権侵害紛争審判は、特許権者、